



税の申告は期限内に行いましょう

INFORMATION



ことしも税の申告の時期となりました。申告は税額を決定するだけでなく、国保料や保育料の算定など、公的な制度を利用するために必要な手続きです。申告は必ず期限内にお願いします。【問い合わせ】市民税課 ☎ 823-9421

申告が必要な方

▶市県民税の申告

令和8年1月1日現在で市内に住所があり、令和7年中に所得があった方(給与収入のみで年末調整を受けた方、年金収入のみで源泉徴収票に表示される以外の控除を追加しない方、確定申告書を提出される方は除く)。

※所得のない方でも、税法上の同一生計配偶者・扶養親族の方を除き、国民健康、介護、後期高齢等の各保険料、保育料の算定や児童扶養手当など他の制度の適用を受けるために申告が必要となる場合があります。

▶市県民税の申告書が変わりました(10ページ参照)

▶所得税及び復興特別所得税の申告

事業者、不動産収入のある方、土地や建物・株式等(源泉口座分を除く)を売却した方のうち、所得合計額が基礎控除を含む所得控除の合計額を超える方など。給与所得者でも給与収入が2,000万円を超える方、2カ所以上から給与収入がある方、給与以外の所得が20万円を超える方など。

▶株式等にかかる所得の申告

給与以外の所得が20万円以下の場合や確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当は、税務署への申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

申告に必要な物

●申告書または税務署からのお知らせはがき(または通知書)
・申告書がお手元がない場合は、申告当日にお申し出ください。

●本人確認書類(次のいずれか)
・個人番号(マイナンバー)カード
・個人番号通知カードと運転免許証等の身分証明書

●各種所得控除の領収書または控除証明書等
・社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等)の領収書または納付書
・生命保険料・地震保険料・小規模企業共済等掛金などの証明書等
・寄付金等の支払いが分かる物

●所得の計算に必要な書類
▶給与・公的年金等…源泉徴収票など収入の分かる書類
▶事業所得者等…収支内訳書や青色申告決算書など所得を計算した書類

●医療費控除の明細書または医療費通知(※医療費控除を受ける方のみ)
・前年中に申告者や生計を一にする親族が支払った医療費を計算し、明細書を作成する必要があります。
・明細書には「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」「支払った医療費の額」「医療費のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」を必ずご記入ください。様式は、国税庁HPからダウンロードできます。



市県民税の申告書が変わりました

システムの入れ替えに伴い、市県民税の申告書が新しくなりました。昨年申告書を提出された方などには申告書を郵送します。記入の際は、申告書の手引きをご確認ください。

申告書の手引きはこちら▶



昨年からの変更点

▶給与所得控除の見直し
給与所得控除について、給与収入額が190万円以下の方の最低保証控除額が65万円に引き上げられます。

▶各種扶養控除に係る所得要件の引上げ
各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が48万円から58万円に引き上げられます。

▶特定親族に係る特別控除の創設
生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(配偶者、事業専従者を除き、合計所得金額が58万円超123万円以下の者)を有する場合は、その納税義務者の総所得金額等から特定親族の所得に応じた金額を控除します。

昨年からの変更点について、詳しくはこちら▶



令和8年市県民税の出張申告日程表

会場	市県民税申告日程
朝倉ふれあいセンター	2月3日(火)・4日(水)
御豊ふれあいセンター	2月4日(水)
初月ふれあいセンター	2月5日(木)
秦ふれあいセンター	2月6日(金)
東部健康福祉センター	2月9日(月)・10日(火)
※高須ふれあいセンターから変更	
布野田ふれあいセンター	2月10日(火)
三里文化会館	2月12日(木)・13日(金)
五台山ふれあいセンター	2月13日(金)
鴨田ふれあいセンター (西部健康福祉センター2階)	2月16日(月)～18日(水)
浦戸ふれあいセンター	2月18日(水)
長浜ふれあいセンター	2月19日(木)・20日(金)
一宮ふれあいセンター	2月24日(火)・25日(水)
介良ふれあいセンター	2月26日(木)・27日(金)
土佐山公民館	2月27日(金)
春野あじさい会館	3月2日(月)～4日(水)
大津ふれあいセンター	3月4日(水)・5日(木)
鏡中山間地域構造改善センター	3月5日(木)

※会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

来場しなくても申告できます

▶市県民税は郵送で申告できます
申告会場の混雑緩和のため、できるだけ郵送での申告にご協力ください。

▶ご自宅からe-Taxで確定申告できます
パソコンやスマートフォンを使って、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から金額等を入力するだけで、申告書や青色申告決算書、収支内訳書の作成ができます。なお、e-Taxの利用には、①マイナンバーカード②利用者証明用電子証明書パスワード③署名用電子証明書パスワードが必要です。

確定申告書等作成コーナー▶

▶詳しくは動画で確認できます
確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法やマイナポータル連携について、動画で紹介しています。

YouTube「国税庁動画チャンネル」▶

申告および相談期間・申告会場

※いずれの期間も、土・日曜日、祝日はお休みです。
※会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

税の種類	期間	時間	受付場所・問い合わせ先
市県民税	2月2日(月)～3月16日(月)	9時～17時	本庁舎2階 市民税課(201窓口)横 221 会議室 市民税課 ☎ 823-9421 【注1】
	2月3日(火)～3月5日(木)	9時～16時 (11時半～13時を除く)	高知市出張申告会場 各ふれあいセンターなど(10ページ表参照▶)

注1 2月2日(月)～27日(金)の間は、混雑緩和のため、地区別に順次ご案内を郵送でお届けします。特にご案内がない場合は、3月3日(火)～16日(月)にご来庁ください。また、税理士による確定申告相談を2月2日(月)～3月3日(火)9時～16時(11時半～13時を除く)に受け付けます(ただし、譲渡所得の申告は除きます)。

税の種類	期間	時間	受付場所・問い合わせ先
所得税及び復興特別所得税	2月16日(月)～3月16日(月)	8時半～16時 (相談開始9時から)	高知税務署 ☎ 822-1123 【注2】 (栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎) ※3月1日(日)は開設します。
贈与税	2月2日(月)～3月16日(月)		国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901 ※電話による申告の相談は自動音声案内で「0」を選択してください。
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(火)まで		

注2 税務署の確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、国税庁のLINE公式アカウントの当日分のみを会場で配布するほか、LINEアプリで事前発行も行っています。

